

平生町立学校における働き方改革の推進について

－学校における働き方改革取組方針等－

令和6年4月改定

学校における働き方改革の目的

教師のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで、教師の健康を守りウェルビーイングを確保するとともに、教師が学ぶ時間を確保し、自らの授業を磨くこと等を通じて、子どもたちにより良い教育を存分に行うことができるようにするなど、教師を取り巻く環境をよりよいものとする事で質の高い教育を行うことができるようにする。

目標（第2期平生町教育振興基本計画（令和3年度～7年度）から）

2019年度の教員の時間外業務時間の実績値から、30%以上の削減

現状と課題（第2期平生町教育振興基本計画（令和3年度～7年度）から）

学校ではこれまで、「子どもたちの健やかな成長のため、教師ががんばるのは当たり前」「一生懸命で忙しいのは美德」「忙しくても、子どものためになるならついやってしまう」とされ、教師の惜しみない献身性と高いモチベーションによって、良い教育がされてきたといわれています。こうした中であって、報道等において数年前から、教員の多忙化と働き方改革（ブラック部活動、理不尽な要求への対応など、業務の多様化・多忙化）について取り上げられるようになってきました。

長時間労働については学校だけの問題ではなく社会全体の問題であることから、働き方改革の一環として、平成30年7月に「働き方改革関連法」が公布され、時間外労働の上限を「原則月45時間かつ年360時間」とする規制が法律に規定されました。

学校については、文部科学省が平成29年4月に「過労死ラインの週20時間以上の残業をしている教諭が、小学校で33.5%、中学校で57.9%に上る（平成28年度教員勤務実態調査（文部科学省）」という結果を公表して以降、中央教育審議会において議論が始まりました。平成31年1月には、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」がまとめられ、文部科学省は同日、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、時間外の生徒指導や進路指導、部活動等のいわゆる自主自発的業務を含めた教員の在校等時間（勤務時間）の上限を、月45時間、年360時間と、企業等と同様に決めました。更に、令和元年12月には「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布され、令和2年度から、ガイドラインが指針に格上げさ

れたところでは。

町内の小・中学校の「1か月の平均時間外業務時間（2019年度実績値）」は次のとおりです。

2019年度実績値 小学校 44.3時間 中学校 55.2時間

月の時間外業務が100時間を超える教師もいる中で、近年、本町では、I Cカード等の導入による勤務時間の客観的把握や、中学校における部活動の活動時間と休養日の設定、部活動指導員の配置、学校支援員等の配置、長期休業中の学校閉庁日の設定など、「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」に沿った取組を進めています。

今後、仕事に効率的に取り組んだり、地域の人材を中心に教育資源を有効に生かして協働の方向を進めたりするなど、教育の質を持続的に保障した仕組みづくりに知恵を出しつつ、働き方改革について検討を進め、この働き方改革を通して、指針に示す上限時間を超えずに（1か月の「在校等時間」から「条例上の総勤務時間」を減じた時間が45時間を超えない）、常に子どもたちの前でエネルギーにいられる教師をめざしていかなければなりません。

主な取組（第2期平生町教育振興基本計画（令和3年度～7年度）から）

□ 業務の見直し・効率化

学校における働き方改革を更に推進するため、「学校における働き方改革取組方針」を策定します。この「学校における働き方改革取組方針」に沿って、授業の教材の共有化やデジタル・コンテンツの活用による効果的で効率的な授業準備、I C Tの活用や情報共有の強化による会議や作業の効率化などを推進するとともに、文部科学省が示す「具体的に議論すべき業務」について、役割分担・適正化に向けた検討を継続します。

□ 勤務体制等の改善

I C Tの活用による客観的な勤務時間の把握を継続したうえで、教職員の勤務時間外の業務の実態を把握し、校務分掌等の組織の見直し・整理・統合と協力し組織で行う体制の構築（分掌や学年組織を超えた支援体制）、行事等の実施方法等の工夫、課外授業や補習授業の在り方の工夫、部活動ガイドラインの確実な実施と社会体育における受け皿づくり（休日の部活動の地域移行等）などについて総合的に進めていきます。

また、学校評価の評価項目に適宜位置づけ、課題を学校と教育委員会が共有して、学校の組織マネジメントに取り組みます。更に、限られた時間の有効利用と多様な働き方への対応に向けて、テレワークの導入について検討します。

□ 学校支援人材の活用

「チームとしての学校」の実現に向け、校務や部活動等を支援する外部人材の更なる活用を図ります。また、P T Aや地域の協力を得ながら、必要な支援、適切な役割分担の実施に取り組みます。

推進指標（第2期平生町教育振興基本計画（令和3年度～7年度）から）

指標名	実績値(2019年度)	目標値(令和7年度)
教員一人当たり 1か月平均時間外業務時間	小学校 44.3時間 中学校 55.2時間	2019年度の実績値から 30%以上の減少

※2019年度実績値：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月から臨時休業措置をとるといった特殊事情があったため、3月分の実績値は算入していない。

実績値

	小学校（時間）	中学校（時間）
平成28年度（参考）	54.1	64.4
平成29年度（参考）	58.1	63.1
平成30年度（参考）	51.1	60.5
2019年度	44.3	55.2
令和2年度	47.0	46.5
令和3年度	41.4	69.3▲
令和4年度	40.8	59.8
令和5年度	38.3	65.2

▲ 令和2年度まで、休日の在校等時間（部活動指導時間等）が含まれていないことが判明したため

国や県の実施に沿った内容の状況について

「山口県 学校における働き方改革加速化プラン【第3期】」が示す取組の柱

（共通する視点：コミュニティ・スクールの連携・協働体制、ICT環境）

□ 柱1. 業務の見直し・効率化

働き方改革の前提となる勤務時間の適切な把握に取り組むとともに、学校における業務の精選と業務量の適正化を図ります。

① 適正な勤務時間管理と継続的な状況把握

現状：ICカード、タイムカードによる時間管理が全ての学校で令和3年度に完了

② 事業・校務等の精選

現状：令和5年度から、「働き方改革チェックシート[※]」を各学校で作成し、PDCAサイクルを推進

※ 各学校において、授業、生徒指導、学校行事、会議、研修、保護者・地域対応などの視点で

取組状況を把握し、取組の検討や振り返りに活用できるシートのこと。年度途中と年度末のチェックを通して、教職員全体で課題意識を持って取り組むためのツールとして活用

③ 意識改革や業務の効率化を図る研修の充実

現状：働き方改革の視点や内容が盛り込まれた山口総合教育支援センター研修への参加

□ 柱2. 校務の効率化

ICTの効果的な活用により、学校における業務の更なる効率化を図ります。

④ 統合型校務支援システムの効果的な運用

現状：令和6年度から運用予定

⑤ 校務におけるICT活用促進

現状：欠席連絡やアンケート、学校からの配布文書などの電子化等を検討、順次進行中
ICT支援員の授業への参加等を通じた、教職員のICT活用指導力の向上と授業準備の効率化を進行中

□ 柱3. 勤務体制等の改善

柔軟な勤務体制の整備や業務・活動時間のルール化等、勤務体制等の改善を図るとともに、支援スタッフの配置の充実を図ります。

⑥ メリハリのある働き方のルール化

現状：留守番電話の運用を令和3年6月から開始

⑦ 教員業務支援員の配置

現状：令和3年度から配置開始

⑧ 部活動支援員の配置と部活動の適正化

現状：部活動支援員の配置を令和元年度から年度を追って拡大

「平生町立学校に係る部活動の方針（令和5年3月改定）」に基づいた活動の実施

⑨ ICT支援員の配置

現状：令和4年度から配置開始

□ 柱4. 学校・家庭・地域の連携・協働

「チームとしての学校」の実現に向け、学校・家庭・地域の連携・協働体制の充実を図るとともに、校務や地域連携協働活動等を支援する学校支援人材の更なる活用を図ります。

⑩ 学校・教員が担う業務の在り方の整理と保護者・地域への理解促進

現状：各学校の「働き方改革に係る取組状況」を令和6年度中にWebページで公表予定

⑪ 部活動改革の推進

現状：「平生町新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を令和6年3月に策定
令和7年度までを改革推進期間として「平生町地域部活動検討委員会」において
検討中

⑫ コミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かした、地域ネットワークの強化

国の示す「具体的に議論すべき業務『3分類』」(中央教育審議会による分類)

- 基本的には学校以外が担うべき業務
 - ① 登下校に関する対応
 - 現状：学校以外の団体（地域人材、家庭教育支援チーム、保護者等）を中心に活動
 - ② 放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - 現状：学校以外の団体（青少年育成センター指導員、パトロール隊等）による月2回の夜間見回りを実施
 - ③ 学校徴収金の徴収・管理
 - 現状：口座引き落としを実施（学校給食費の公会計化は未実施）
学校給食費の公会計化の令和8年度実施に向けて検討中
 - ④ 地域ボランティアとの連絡調整
 - 現状：地域学校協働活動推進員を平成31年4月から、地域コーディネーターを平成29年度から配置
コミュニティ・スクールを中心とした地域と協働した学校運営を実施
- 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務
 - ⑤ 調査・統計等への回答等
 - 現状：教師の専門性に関わるもの以外の調査について、事務職員等が中心となって回答するよう促すことの実施
公的な機関の業務上の必要性に基づく調査以外の任意調査等については学校等の判断で回答を控える
 - ⑥ 児童生徒の休み時間における対応
 - 現状：学校支援員や家庭教育支援チームを配置
 - ⑦ 校内清掃
 - 現状：新型コロナウイルス感染症に係る消毒（令和5年4月まで）は地域ボランティアにより実施、令和5年度から学校施設管理員を配置
 - ⑧ 部活動（部活動指導員等）
 - 現状：令和元年度から配置をはじめ、年度を追って拡大
- 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
 - ⑨ 給食時の対応
 - 現状：小学1年生の給食配膳等指導に家庭教育支援チームが令和3年度から参加、食物アレルギーのある児童生徒の状況に応じて学校支援員が協力
 - ⑩⑪ 授業準備、学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）

現状：学校支援員や教員業務支援員を配置、A Iドリルを令和2年度から導入、統合型校務支援システムを令和6年度から導入、教員業務支援員の採点業務補助や成績の入力

⑫ 学校行事の準備・運営

現状：学校支援ボランティアによる行事への協力や放課後子ども教室への地域人材の関わり

⑬ 進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）

現状：統合型校務支援システムを令和6年度から導入

⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

現状：スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援員、家庭教育支援チームの参画、日本語指導のためのAI翻訳機の導入

□ その他の取組

○ 学校閉庁日の設定、学校事務の共同実施の取組

○ 令和6年度から、「教職員の9割が午後7時までに退勤すること（月20日として45h/月となる退勤時刻）」及び、「時間外が2カ月連続で月80時間越の教職員をゼロにすること（単月80h越でも翌月は必ず避ける）」をめざす。

・ この取組にあたっては、「原則11時間は勤務時間インターバル（勤務終了から始業までの時間）を確保する」についてもあわせて特に留意する。

○ 各学校働き方改革に係る取組状況をWebページで公表する。

○ 町教委において、町教委の受付文書の数および学校への発出数の把握を始める。

進行管理

□ 毎年度、取組の検証を行い、次年度以降の展開に反映させます。また、社会情勢の変化や学校現場の実態・ニーズ、更には国や県の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

・ 各学校等において令和5年度に作成した「働き方改革チェックシート」を見直し、年度途中と年度末の2回振り返ることを通して、状況を把握し、改善の余地を明確にする。

・ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備を進める。

・ 「改訂版 全国の学校における働き方改革事例集（令和5年3月）」を働き方改革推進のための参考資料として活用することについては継続する。